

策定年度	平成 16 年度
変更年度	平成 19 年度

豊根村水田農業ビジョン

平成 19 年 3 月

(1) 地域水田農業の改革の基本的な方向

農業の特性

豊根村は、愛知県の東北部に位置し、人口約1,600人が暮らしている。

総面積は15,591haあり、そのうち93%を森林が占め、耕地面積は僅か約1%と極めて少なく、標高200mから1,000mに散在している。耕作地の多くは山間地域特有の急傾斜地に立地している。

農業者は、農業経営基盤が零細であるため第二種兼業農家がほとんどである。また、高齢化、過疎化等担い手不足の影響により、耕地の遊休化、荒廃化、引いては集落としての存続も危ぶまれている地域も存在している。

水田面積は54haあるものの、過疎化、高齢化に伴い、近年の作付面積は25ha前後である。水田の多くは山付きの陽当りの劣悪な湿田や作業効率の悪い10a未満の狭小水田、変形水田であり、ほとんどが自家消費用の飯米である。

転作の開始以来、気候条件に適した作物の栽培を模索、推進してきた。

現在は、パイプハウスを利用した夏秋トマトやミニトマト、遊休耕地を活かしてブルーベリーやソバの集団転作、国道沿いの直売所で販売するための野菜等が取り組まれている。

近年は、各集落において鳥獣害の被害が多くなってきており、農業者の営農意欲を減退させている。

作物振興及び水田利用の将来方向

過疎化・高齢化が著しく、土地条件がきわめて不利な本村においても水田の多面的機能を最大限維持していくことは重要である。

そのためには、生産調整の範囲内において、適切な水稻作付を行っていくほか、収益性の高いパイプハウス利用による夏秋トマトやミニトマト、遊休農地を活かしたブルーベリーやソバ、国道沿いの直売所等で販売する野菜類などを奨励し、農地の保全を図っていく。

特に、直売野菜類については、「地産地消」「集落機能の維持」という視点からも奨励をする。

「水稻」

県内の消費需要は相当量ありながらも、本村の実状は主として自家消費のための作付が大半である。一部、販売流通の米は品質面において高評価を受けているものの現状では量的には需要に応えきれない。

そこで、近隣市町村や農業協同組合と連携を図り、村から情報提供された水稻生産数量目標の範囲内で各種取り組みを推進する。

- ・ 山間特産うるち米「チヨニシキ」を主力品種として作付推進していく。
- ・ 担い手への土地集積を図り、作業効率の向上を図る。
- ・ 種子更新、食味計等を利用した肥培管理により品質の向上を図る。
- ・ 共同乾燥施設利用により品質の向上と均質化を図る。
- ・ 栽培暦を基本とする安心安全な米作りと生産履歴簿の記帳を徹底する。

「ソバ」

米不適作地へソバ栽培の推進を図ることにより、農地の荒廃を防ぐ。また、引き続き、栽培技術や品質、収量の向上を図る。

- ・ 農地の保全を図り、経営としての可能性を探る。
- ・ 受託組織へ遊休農地を集積するとともに、質量ともに安定した生産を推進するため、排水対策等を進める。
- ・ 栽培暦を基本とする安心安全な栽培と、生産履歴簿の記帳を徹底する。
- ・ 適品種「信濃1号」の継続推進する。

「夏秋トマト・ミニトマト」

消費者のニーズに応えるため、農業協同組合や近隣市町村と連携し、生産組織をより強力なものへ育成するとともに、産地化を図るため新規就農等の支援を行っていく。

- ・ 栽培暦を基本とする安心安全な栽培と生産履歴簿の記帳を徹底する。
- ・ 消費者と生産者との情報交換を一層緊密化し、消費者ニーズに応えるトマト作りと販路を拡大する。
- ・ 新規就農者、地域の担い手への受入体制の充実と、パイプハウスの貸付等の各種事業による支援を行い、産地の拡大を図る。

「ブルーベリー」

他の作物の不適作地への導入を推進し、農地の荒廃を防ぐ。

引き続き、栽培技術や品質・収量の向上を推進する。

- ・ 栽培暦を基本とする安心安全な栽培と生産履歴簿の記帳を徹底する。
- ・ 消費者や販売関係者との情報交換を緊密化し、商品化等需要開拓に努め、販路を拡大する。
- ・ 新規就農者、地域の担い手への受入体制の充実と、各種事業による支援を行い、産地の拡大を図る。

「産直野菜」

地域の振興策として、また、高齢者や女性が軽作業で栽培できる産直野菜を推進し、水田活用の拡充拡大を図る。

直売所を集落の核として、集落機能の維持を図る。

- ・ 地産地消への取り組み。
- ・ 栽培暦を基本とする安心安全な栽培と生産履歴簿の記帳を徹底する。
- ・ 旬の味を活かせる標高差を活用したりレー栽培を行う。
- ・ 関係機関による生産から販売までの一貫した支援により、産地化を進める。
- ・ 少量多品目での栽培を促進し、直売所等での販売品目の拡大充実に取り組む

担い手の明確化と育成の将来方向

水田経営基盤はほとんどの農家が零細（10a程度）で、極めて生産効率が悪い。

よって農作業の受託組織構成員と、地域水田の受託者となりうる農家を「担い手」と位置づけ、担い手育成のため下記の方策を講じる。

なお、水田委託者も転作作物、集落保全への取組みに積極的な参画を図っていく。

- ・ 水田転作のソバの生産は、地域農家の合意の上、可能な限り団地化を図り、生産管理作業を「担い手」に委託する。

<現在の担い手>

愛知東農協受託	構成員 10名
豊根農作業グループ	構成員 3名
茶臼の里	構成員 5名

- ・ 利用権設定を積極的に推進し、経営の安定化を図る。
- ・ 農作業の受委託契約の設定と普及（農地銀行の設立）に努める。

(2) 具体的な目標

作物作付け及びその販売の目標

作付面積

単位：ha

作物名	品種名	H15	目標 (H19)	目標 (H22)
水 稲	チヨニシキ	4.7	5.6	6.4
	峰ひびき	1.5	1.3	1.2
	あきたこまち	0.3	0.3	0.2
	その他	3.4	2.8	2.5
	合計	9.9	10.0	10.3
ソ バ	信濃1号	8.5	8.0	8.0
夏 秋	大玉	0.7	0.8	1.0
ト マ ト	ミニトマト	0.5	0.6	0.8
産直野菜	野菜類	0.1	0.2	0.3
ブルーベリー		1.9	2.2	2.5

販売数量 (JA 扱い分)

単位：t

作物名	品種名	H15	目標 (H19)	目標 (H22)
水 稲	チヨニシキ	2.8	3.5	4.0
	峰ひびき	0.7	0.6	0.5
	あきたこまち	0.0	0.0	0.0
	その他	0.6	0.5	0.4
	合計	4.1	4.6	4.9
ソ バ	信濃1号	0.6	0.7	0.8
夏 秋	大玉	60.0	68.0	85.0
ト マ ト	ミニトマト	30.0	36.0	48.0
産直野菜	野菜類	1.5	2.0	3.0
ブルーベリー		1.5	1.8	2.1

- ・ うるち米の現状は地消を含む学校給食(2,300俵)、系統販売(300俵)、酒造業者への販売(1,500俵)、地元販売(400俵)である。今後、特に要望の強い卸業者と酒造業者のかけ米としての期待数量5,000俵へ向け生産拡大と集荷率を向上していく。

担い手の明確化・育成及び担い手への土地利用集積の目標

担い手の要件

- ・ 法人格を有する団体にあっても、実際の経営内容により家族経営体として認定する場合がある。

担い手の育成

- ・ 協議会において、将来地域水田農業において必要な経営体であると認められた者は、担い手として扱い育成にあたる。

土地利用集積の目標

- ・ ビジョンで定める担い手の現状は後述(4)のとおりであるが、将来は、担い手である生産者組織2団体の増加を目指し、現在定められている各団体の作業受託面積も1割増を目指す。

(3) 地域水田農業ビジョンのための手段

生産調整実施者で、かつ集荷円滑化対策に係る拠出を行っている農業者を対象に、以下のとおり助成金を交付します。なお、水稻作付を行っていない、いわゆる全面転作実施者にあつては、集荷円滑化対策に係る拠出を行っているものとみなします。

産地づくり推進交付金の活用方法

米以外の作物生産に対する助成（作業従事者または作業委託者へ交付）

区 分	交付金額（10 a / 円）
ソバ	10,000
トマト	10,000
ミニトマト	10,000
ブルーベリー	10,000
その他野菜	10,000

・交付金額については、当該年度の予算の範囲内で行う。

米以外の作物生産の集積に対する助成（作業従事者または作業委託者へ交付）

区 分	交付金額（10 a / 円）
ソバ	20,000

・交付金額については、当該年度の予算の範囲内で行う。

獣害対策事業

水田を活用した作物の栽培を推進し、産地づくりを図る基盤を整備するため、獣害対策の講習会及び獣害対策を講じた場合の農業者への助成を行う。

水田協議会運営費

農業者等の営農計画書どおりの作付及び適正な栽培管理が実施されているかどうかの現地確認を実施するために必要な経費など協議会運営に必要な経費として活用する。

また、県協議会との連携を図るため、県会議等に積極的に参加する

その他事業の活用

(1) 集荷円滑化対策

加入は任意とする。

(2) 山間地営農等振興事業

パイプハウス貸付の支援を行う。

(3) 村単独補助事業

ソバ、トマト、ミニトマト、ブルーベリーの振興作物については村単独で必要に応じ、その振興について支援を行う。

(4) 担い手の明確化

以下の農業者をこのビジョンの担い手として扱う。

《リストは省略》